

(1) 市町村税の概要

(令和3年度)

1 市町村税の課税の根拠

(1) 課税の根拠

市町村税は、市町村がその行政に要する一般経費を賄うために、その市町村内の住民等から徴収する税であり、市町村の財源収入の中の大宗をなしている。

このように市町村が市町村税を賦課徴収しうる権能、すなわち、市町村の課税権は市町村の固有の権能として、地方自治法が明示しているところであり、それは住民の意思を代表する市町村の議会において議決された条例の定めるところに基づいて行使される。

(参考)

○ 憲法第92条

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。

○ 地方自治法第10条第2項

住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。

○ 地方自治法第223条

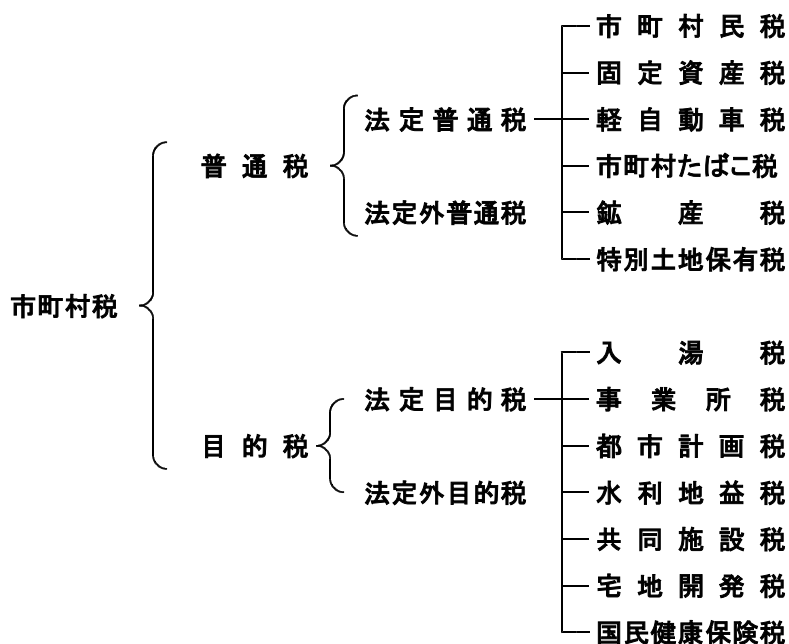
普通地方公共団体は、法律の定めるところにより、地方税を賦課徴収することができる。

○ 地方税法第3条

地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続きその他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。

2 市町村税の体系



納付期限	<p>1 個人の市町村民税 … 6月、8月、10月及び1月中(具体的な期限は各市町村の条例で定める。)</p> <p>※1 市町村によっては条例において異なる期限を定めている場合があります。</p> <p>※2 特別徴収の場合は、給与又は年金が支給された月の翌月10日</p> <p>2 法人の市町村民税 … 法人税の申告書の提出期限(原則として法人の事業年度終了から2月以内)</p>
徴収方法	<p>1 個人の市町村民税 … 普通徴収</p> <p>※ 給与所得者又は年金所得者は特別徴収</p> <p>2 法人の市町村民税 … 申告納付</p>

(2) 固定資産税

よ納税課税義務者お	<p>納税義務者: 固定資産の所有者</p> <p>課税客体: 固定資産(土地・家屋・償却資産)</p>
課税標準	<p>1 土地又は家屋 基準年度の価格(適正な時価)で固定資産課税台帳に登録されたもの(住宅用地についてはこれらの価格に一定の率を乗じたもの)</p> <p>2 償却資産 賦課期日における価格(特定のものについては価格に一定の率を乗じたもの)</p>
免税点	<p>法定免税点 同一の者については、当該市町村の区域におけるその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が、それぞれ次の額に満たない場合においては固定資産税を課することができない。</p> <p>(1) 土地にあつては30万円</p> <p>(2) 家屋にあつては20万円</p> <p>(3) 償却資産にあつては150万円</p>
税率	標準税率 100分の1.4
納付期限	<p>4月、7月、12月及び2月中(具体的な期限は各市町村の条例で定める。)</p> <p>※ 市町村によっては条例において異なる期限を定めている場合があります。</p>
徴収方法	普通徴収

(3) 軽自動車税

ア 環境性能割(令和元年10月1日施行)

よ納 び税 課義 税務 客者 お	納税義務者:三輪以上の軽自動車の取得者			
	課税客体:上記の車両(特殊自動車を除く)			
課税の時期:三輪以上の軽自動車の取得時(購入時)				
税 率	区分	排出ガス要件	燃費要件	税率
				自家用 営業用
	電気自動車	—	—	非課税 非課税
	燃料電池自動車	—	—	非課税 非課税
	天然ガス自動車	H30排出ガス基準適合(3.5t以下の自動車) またはH21年排出ガス基準10%低減	—	非課税 非課税
ガソリン車 ガソリンハイブリッド車	★★★★ H30排出ガス基準50%低減 又はH17排出ガス基準75%低減	R12年度燃費基準75%達成かつR2年度燃費基準達成 R12年度燃費基準60%達成かつR2年度燃費基準達成 R12年度燃費基準55%達成かつR2年度燃費基準達成	非課税 非課税 1%(非課税) 0.5% 2%(1%) 1%	
上記以外				2%(1%) 2%
※()内の税率は、令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した自家用の乗用車に対する臨時的軽減適用後の税率。				
【税額の計算方法】				
自動車の取得価格 × 上記税率				
※令和元年10月1日から令和3年12月31日までは、臨時的軽減あり。				
納 付 期 限	環境性能割に係る申告書を提出したとき			
徴 収 方 法	申告納付			

イ 種別割(令和元年10月1日から従前の軽自動車税が軽自動車税種別割に改正)

<p>よ び 課 税 客 体</p>	<p>納税義務者:原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者 (所有権留保付き売買があった場合は、買主を所有者とみなす。) 課税客:上記の車両</p>																																									
<p>税 率</p>	<p>【一般(※重課・軽課に係るものを除く)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付 自転車</td> <td>総排気量が0.05ℓ以下又は定格出力が0.6kW以下のもの(二に掲げるものを除く)</td> <td>イ 2,000円</td> </tr> <tr> <td>二輪のもので総排気量が0.05ℓを超え0.09ℓ以下又は定格出力が0.6kWを超え0.8kW以下のもの</td> <td>ロ 2,000円</td> </tr> <tr> <td>二輪のもので総排気量が0.09ℓを超え定格出力が0.8kWを超えるもの</td> <td>ハ 2,400円</td> </tr> <tr> <td>三輪以上のもの(地方消費税法施行規則第15条の8で定めるものを除く。)で総排気量が0.02ℓを超え又は定格出力が0.25kWを超えるもの</td> <td>ニ 3,700円</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">軽自動車</td> <td colspan="2">二輪のもの(側車付のものを含む。)</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三輪のもの</td> <td>平成26年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの 3,100円 平成27年4月1日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの 3,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪以上 のもの</td> <td rowspan="2">乗用のもの</td> <td>営業用</td> <td>平成26年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの 5,500円 平成27年4月1日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの 6,900円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>平成26年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの 7,200円 平成27年4月1日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの 10,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">貨物用のもの</td> <td>営業用</td> <td>平成26年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの 3,000円 平成27年4月1日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの 3,800円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>平成26年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの 4,000円 平成27年4月1日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの 5,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊 自動車</td> <td colspan="2">農耕作業用自動車(刈取脱穀作業用自動車含む)</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他のもの</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td colspan="2">二輪の小型自動車</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※:市町村によって異なる。</p> <p>【経年車重課(重課)】 初めて車両番号の指定を受けた月から起算して13年を経過した軽四輪等について、標準税率の概ね20%を重課する特例措置。 (※ 電気自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車、ハイブリッド軽自動車及び被けん引自動車は対象外。)</p> <p>【グリーン化特例(軽課)】 一定の期間内に初めて車両番号の指定を受けた軽四輪等で、一定の環境性能を有するものについて、その燃費性能に応じて、税率を軽課する特例措置。</p>	区 分		標準税率	原動機付 自転車	総排気量が0.05ℓ以下又は定格出力が0.6kW以下のもの(二に掲げるものを除く)	イ 2,000円	二輪のもので総排気量が0.05ℓを超え0.09ℓ以下又は定格出力が0.6kWを超え0.8kW以下のもの	ロ 2,000円	二輪のもので総排気量が0.09ℓを超え定格出力が0.8kWを超えるもの	ハ 2,400円	三輪以上のもの(地方消費税法施行規則第15条の8で定めるものを除く。)で総排気量が0.02ℓを超え又は定格出力が0.25kWを超えるもの	ニ 3,700円	軽自動車	二輪のもの(側車付のものを含む。)		3,600円	三輪のもの		平成26年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの 3,100円 平成27年4月1日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの 3,900円	四輪以上 のもの	乗用のもの	営業用	平成26年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの 5,500円 平成27年4月1日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの 6,900円	自家用	平成26年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの 7,200円 平成27年4月1日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの 10,800円		貨物用のもの	営業用	平成26年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの 3,000円 平成27年4月1日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの 3,800円	自家用	平成26年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの 4,000円 平成27年4月1日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの 5,000円	小型特殊 自動車	農耕作業用自動車(刈取脱穀作業用自動車含む)		※	その他のもの		※	二輪の小型自動車		6,000円
区 分		標準税率																																								
原動機付 自転車	総排気量が0.05ℓ以下又は定格出力が0.6kW以下のもの(二に掲げるものを除く)	イ 2,000円																																								
	二輪のもので総排気量が0.05ℓを超え0.09ℓ以下又は定格出力が0.6kWを超え0.8kW以下のもの	ロ 2,000円																																								
	二輪のもので総排気量が0.09ℓを超え定格出力が0.8kWを超えるもの	ハ 2,400円																																								
	三輪以上のもの(地方消費税法施行規則第15条の8で定めるものを除く。)で総排気量が0.02ℓを超え又は定格出力が0.25kWを超えるもの	ニ 3,700円																																								
軽自動車	二輪のもの(側車付のものを含む。)		3,600円																																							
	三輪のもの		平成26年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの 3,100円 平成27年4月1日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの 3,900円																																							
	四輪以上 のもの	乗用のもの	営業用	平成26年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの 5,500円 平成27年4月1日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの 6,900円																																						
			自家用	平成26年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの 7,200円 平成27年4月1日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの 10,800円																																						
		貨物用のもの	営業用	平成26年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの 3,000円 平成27年4月1日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの 3,800円																																						
			自家用	平成26年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの 4,000円 平成27年4月1日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの 5,000円																																						
	小型特殊 自動車	農耕作業用自動車(刈取脱穀作業用自動車含む)		※																																						
		その他のもの		※																																						
	二輪の小型自動車		6,000円																																							
	<p>納 付 期 限</p>	<p>4月中(具体的な期限は各市町村の条例で定める。) ※ 市町村によっては条例において異なる期限を定めている場合があります。</p>																																								
<p>徴 収 方 法</p>	<p>普通徴収</p>																																									

(4) 市町村たばこ税

よ納 び税 課義 税務 客者 体お	納税義務者: 製造たばこの製造者、特定販売業者(輸入業者)及び卸売販売業者 課税客 体: 売り渡し又は消費等に係る製造たばこ
課 税 標 準	第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの本数
税 率	1,000本につき6,122円。 ※(令和3年4月1日時点) ※令和3年10月1日から6,552円
納 付 期 限	市町村たばこ税に係る申告書を提出したとき
徴 収 方 法	申告納付

(5) 鉱産税

よ納 び税 課義 税務 客者 体お	納税義務者: 鉱物の掘採の事業を行う鉱業者 課税客 体: 鉱物の掘採事業
課 税 標 準	鉱物の価格
税 率	標準税率 100分の1 制限税率 100分の1.2 (ただし、毎月1日から末日までの間に掘採された鉱物の価格が、作業場所在の市町村ごとに200万円以下の場合、標準税率 100分の0.7 制限税率100分の0.9)
納 付 期 限	鉱産税に係る申告書を提出したとき
徴 収 方 法	申告納付

(6) 特別土地保有税

よ び 納 税 課 税 義 務 者 お 客 体	納税義務者: 土地の所有者又は取得者 (平成15年度以降、当分の間、課税停止) 課税客 体: 土地の保有又は取得(ただし、取得後10年を経過したものを除く。)
課 税 標 準	(1) 取得分 土地の取得価額 (2) 保有分 土地の取得価額又は修正取得価額のいずれか低い額 * 修正取得価額は、取得価額を当該土地の取得時期以降の地価の変動を勘案して定められる割合により修正した額をいう。
税 率	(1) 取得分 100分の3 (2) 保有分 100分の1.4
納 付 期 限	特別土地保有税に係る申告書を提出したとき
徴 収 方 法	申告納付

4 目的税

(1)入湯税

よ び 納 税 課 税 義 務 者 お 客 体	納税義務者: 鉱泉浴場における入湯客 課税客 体: 鉱泉浴場における入湯行為
課 税 標 準	入湯客数・入湯日数
税 率	1人1日150円を標準として取り扱う。
納 付 期 限	各市町村の条例で定める期限
徴 収 方 法	特別徴収

(2) 国民健康保険税

納税義務者等	<p>納税義務者: 国民健康保険の被保険者である世帯主</p> <p>課税額: 基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の合算額</p> <p>課税総額:</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> <p>第一方式</p> <ul style="list-style-type: none"> — 所得割総額 — 資産割総額 — 被保険者均等割総額 — 世帯別平等割総額 </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> <p>第二方式</p> <ul style="list-style-type: none"> — 所得割総額 — 被保険者均等割総額 — 世帯別平等割総額 </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> <p>第三方式</p> <ul style="list-style-type: none"> — 所得割総額 — 被保険者均等割総額 </td> </tr> </table> <p>上記いずれかの方式を採用するかは各市町村の条例で定める。</p> <p>税率: 条例で定める(基礎課税額は63万円を、後期高齢者支援金等課税額は19万円を、介護納付金課税額は17万円を超えることができない)。</p>	<p>第一方式</p> <ul style="list-style-type: none"> — 所得割総額 — 資産割総額 — 被保険者均等割総額 — 世帯別平等割総額 	<p>第二方式</p> <ul style="list-style-type: none"> — 所得割総額 — 被保険者均等割総額 — 世帯別平等割総額 	<p>第三方式</p> <ul style="list-style-type: none"> — 所得割総額 — 被保険者均等割総額
<p>第一方式</p> <ul style="list-style-type: none"> — 所得割総額 — 資産割総額 — 被保険者均等割総額 — 世帯別平等割総額 	<p>第二方式</p> <ul style="list-style-type: none"> — 所得割総額 — 被保険者均等割総額 — 世帯別平等割総額 	<p>第三方式</p> <ul style="list-style-type: none"> — 所得割総額 — 被保険者均等割総額 		
納付期限	各市町村の条例で定める期限			
徴収方法	<p>普通徴収</p> <p>※ 一定の要件を満たす場合には特別徴収</p>			

(3) 事業所税

納税義務者および課税客體	<p>課税団体: 東京都、指定都市等(本県においては那覇市)</p> <p>納税義務者: 事業所等において事業を行う者</p> <p>課税客體: 事業所等で法人又は個人の行う事業</p>						
課税標準	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">事業に係るもの</td> <td style="width: 50%;">事業所床面積</td> </tr> <tr> <td>1 資産割</td> <td>従業者給与総額</td> </tr> <tr> <td>2 従業者割</td> <td></td> </tr> </table>	事業に係るもの	事業所床面積	1 資産割	従業者給与総額	2 従業者割	
事業に係るもの	事業所床面積						
1 資産割	従業者給与総額						
2 従業者割							
税率	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td colspan="2">事業に係るもの</td> </tr> <tr> <td>1 資産割</td> <td>1㎡につき 600円</td> </tr> <tr> <td>2 従業者割</td> <td>100分の 0.25</td> </tr> </table>	事業に係るもの		1 資産割	1㎡につき 600円	2 従業者割	100分の 0.25
事業に係るもの							
1 資産割	1㎡につき 600円						
2 従業者割	100分の 0.25						
納付期限	事業所税に係る申告書を提出したとき						
徴収方法	申告納付						

(4) その他

その他の税目(都市計画税、水利地益税、宅地開発税、共同施設税)については省略。

5 法定外税

法定外税は、総務大臣の同意を得て、市町村が法定の税目のほかに新たに設けることのできる税である。

総務大臣は、次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、市町村の協議申請に同意しなければならないとされている。

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- ③ ①及び②に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

(1) 法定外普通税

市町村の特別な財政需要に対応することを目的に、条例の定めにより用途を特定せずに課される税。

(令和2年4月1日現在 市町村法定外普通税)

団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者
神奈川県山北町	砂利採取税	岩石及び砂利の採取	採取量	採取業者
静岡県熱海市	別荘等所有税	別荘等の所有	別荘等の延面積	所有者
福岡県太宰府市	歴史と文化の環境税	有料駐車場への駐車行為	有料駐車場駐車台数	有料駐車場利用者
鹿児島県薩摩川内市	使用済核燃料税	使用済核燃料の貯蔵	貯蔵されている使用済核燃料	発電用原子炉の設置者
東京都豊島区	狭小住戸集合住宅税	区内における狭小住戸を有する集合住宅の建築等	区内に新たに生ずる集合住宅の狭小住戸の戸数	建築主
大阪府泉佐野市	空港連絡橋利用税	関西国際空港連絡橋を自動車で行き来して空港を利用する行為	関西国際空港連絡橋を自動車で行き来する回数	通行料金を支払う者
愛媛県伊方町	使用済核燃料税	使用済核燃料の貯蔵	使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量	発電用原子炉の設置者

(出典:総務省ホームページ)

(2) 法定外目的税

市町村の特有な財政需要に対応するため、条例で定める特定の費用に充てることを目的に課される税。

(令和2年4月1日現在 市町村法定外目的税)

団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者
山梨県富士河口湖町	遊漁税	河口湖での遊漁行為	遊漁行為を行う日数	遊漁行為を行う者
福岡県北九州市	環境未来税	最終処分場において行われる産業廃棄物の埋立処分	最終処分場において埋立処分される産業廃棄物の重量	最終処分場において埋立処分業者及び自家処分業者
新潟県柏崎市	使用済核燃料税	使用済核燃料の保管	保管する使用済核燃料の重量	使用済核燃料を保管する原子炉設置者
佐賀県玄海町	使用済核燃料税	使用済核燃料の貯蔵	使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量	発電用原子炉の設置者
沖縄県伊是名村	環境協力税	旅客船、飛行機等により村内へ入域する行為	旅客船、飛行機等により村内へ入域する回数	旅客船、飛行機等により村内へ入域する者
沖縄県伊平屋村	環境協力税	旅客船等により村内へ入域する行為	旅客船等により村内へ入域する回数	旅客船等により村内へ入域する者

沖縄県渡嘉敷村	環境協力税	旅客船等又はヘリコプターにより村内へ入域する行為	旅客船等又はヘリコプターにより村内へ入域する回数	旅客船等又はヘリコプターにより村内へ入域する者
大阪府箕面市	開発事業等緑化負担税	事業として行う開発行為等	開発行為等の行われる土地の面積に 0.9 を乗じて得た値に、該当土地に係る建築基準法の規定による建築物の容積率の最高限度の数値を乗じて得た面積	開発行為等を行う事業者
沖縄県座間味村	美ら島税	旅客船、航空機等により座間味村へ入域する行為	旅客船、航空機等により座間味村へ入域する回数	旅客船、航空機等により座間味村へ入域する者
京都府京都市	宿泊税	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法に規定する旅館業(旅館・ホテル営業、簡易宿所営業)を営む施設への宿泊行為 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業を営む施設への宿泊行為 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館・ホテル、簡易宿所への宿泊数 ・住宅宿泊事業を営む施設への宿泊数 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館・ホテル、簡易宿所への宿泊者 ・住宅宿泊事業を営む施設への宿泊者
石川県金沢市	宿泊税	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法の許可を受けた旅館、ホテル、又は簡易宿所への宿泊行為 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅への宿泊行為 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所への宿泊数 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅への宿泊数 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所への宿泊者 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅への宿泊者
北海道倶知安町	宿泊税	<ul style="list-style-type: none"> ・倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅 	<ul style="list-style-type: none"> ・倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊料金 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅 	<ul style="list-style-type: none"> ・倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
福岡県福岡市	宿泊税	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊行為 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊行為 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊数 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊数 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊者 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊者
福岡県北九州市	宿泊税	北九州市内に所在する次の宿泊施設への宿泊	北九州市内の宿泊施設における宿泊数	北九州市内の宿泊施設における宿泊者

		<p>行為</p> <ul style="list-style-type: none">・旅館業(旅館・ホテル営業・簡易宿所営業)を営む施設・国家戦略特別区域法の認定事業(特区民泊)を行う施設・住宅宿泊事業を営む施設	
--	--	--	--

(出典:総務省ホームページ)